

5 【県内感染期】

- ・ 県内の新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- ・ 感染拡大からまん延，患者の減少に至る時期を含む。
- ・ 県内でも，地域によって状況が異なる可能性がある。

目 的

- ① 医療体制を維持する。
- ② 健康被害を最小限に抑える。
- ③ 県民生活及び県民経済への影響を最小限に抑える。

対策の考え方

- ① 感染拡大を止めることは困難であり，対策の主眼を，早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし，状況に応じた一部の感染拡大防止策は実施する。
- ② 地域ごとに発生の状況は異なり，実施すべき対策が異なることから，地域ごとに実施すべき対策の判断を行う。
- ③ 状況に応じた医療体制や感染対策，ワクチン接種，社会・経済活動の状況等について周知し，個人一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため，積極的な情報提供を行う。
- ④ 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- ⑤ 医療体制の維持に全力を尽くし，必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。
- ⑥ 欠勤者の増大が予測されるが，県民生活・県民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また，その他の社会活動をできる限り継続する。
- ⑦ 受診患者数を減少させ，入院患者数や重症者数を抑え，医療体制への負荷を軽減するため，住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ，体制が整った場合は，できるだけ速やかに実施する。
- ⑧ 状況の進展に応じて，必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

（1）実施体制

(1)-1 実施体制の強化

- ① 県は，県内の新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことが出来なくなった状態となり，国が基本的対処方針等諮問委員会の意見を聞いて，その時点で

第3 各段階における対策（県内感染期）

の基本的対処方針を変更し、国内感染期に入った旨及び国内感染期の対処方針を公示したときは、県対策本部会議を招集・開催し、本県が感染期に入ったことを宣言するとともに、必要に応じ、医学・公衆衛生等の学識経験者の意見を聴きながら、県内感染期の対処方針、対策等を決定し、全庁的な連携・協力を強化し、全庁が一体となった対策を推進する。

なお、県対策本部会議は、本部長、副本部長及び本部員間の感染拡大を防止する観点から、メール開催やテレビ会議による開催を検討する。（危機管理部、保健福祉部、全部局）

(1)-2 緊急事態宣言が出された場合の措置

緊急事態宣言がなされている場合においては、県は、上記の対策に加え、必要に応じ、次の措置を講じる。

① 市町村対策本部の設置

市町村は、緊急事態宣言がなされた場合、直ちに市町村対策本部を設置する。

② 他の地方公共団体による代行、応援等

県又は市町村が、新型インフルエンザ等のまん延により、緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。（危機管理部、保健福祉部）

(2) サーベイランス・情報収集

(2)-1 情報収集

県は、引き続き、国内外での新型インフルエンザ等の発生状況について、情報収集先から必要な情報を収集する。なお、収集する主な情報は次のとおりとする。（危機管理部、保健福祉部）

- ・ 病原体に関する情報
- ・ 疫学情報（症状、症例定義、致命率等）
- ・ 治療法に関する情報（抗インフルエンザウイルス薬の有効性等）

(2)-2 サーベイランス

- ① 県は、新型インフルエンザ等患者等の全数把握は中止し、通常のコサーベイランスを継続する。（経営戦略部、県民環境部、保健福祉部、教育委員会）
- ② 県は、引き続き、県内の発生状況をできる限りリアルタイムで把握し、市町村等に対して、発生状況を迅速に情報提供する。県は、国と連携し、必要な対策を実施する。（危機管理部、県民環境部、保健福祉部）

(3) 情報提供・共有

(3)-1 情報提供

- ① 県は、引き続き、県民等に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外

第3 各段階における対策（県内感染期）

の発生状況、国及び県の具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。

（危機管理部、経営戦略部、保健福祉部、関係部局）

- ② 県は、引き続き、特に個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、県の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。（危機管理部、経営戦略部、保健福祉部、教育委員会、関係部局）
- ③ 県は、引き続き、県民からコールセンター等に寄せられる問い合わせや市町村及び関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、県民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。（危機管理部、保健福祉部）

(3)-2 情報共有

県は、国、市町村や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針を迅速に伝達するとともに、地域での流行や対策の状況を的確に把握する。（危機管理部、保健福祉部）

(3)-3 コールセンター等の継続

- ① 県は、コールセンター等の設置を継続し、状況の変化に応じ、国が策定するQ&Aの改定版等の記載内容を踏まえながら、適切な情報提供体制及び相談体制を確保する。（危機管理部、保健福祉部）
- ② 県は、引き続き、市町村に対してもコールセンター等の設置を継続するよう要請する。（危機管理部、保健福祉部）

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 県内でのまん延防止対策

- ① 県は、市町村、業界団体等と経由し、または直接県民、事業者等に対して次の要請を行う。（危機管理部、経営戦略部、保健福祉部、教育委員会、関係部局）
 - ・ 県民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
 - ・ 事業者に対し、職場及び業務を行う地域等における感染対策の徹底を要請する。
 - ・ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
 - ・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用・咳エチケット・うがい・手洗いの励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。
- ② 県は、市町村や関係機関等に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう引き続き要

第3 各段階における対策（県内感染期）

請する。（保健福祉部）

- ③ 県は、国と連携し、医療機関に対し、県内感染期となった場合は、患者の治療を優先することから、患者との濃厚接触者（同居者を除く。）への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請するとともに、患者の同居者に対する予防投与については、その期待される効果を評価した上で継続の有無を決定する。

（保健福祉部）

- ④ 県は、県内感染期となった場合は、患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）は中止する。（保健福祉部）

(4)-2 水際対策

- ① 県は、国の検疫強化に伴い、検疫法第18条第5項に基づく通知を受けたときは、感染症法第15条の3に基づき、当該者に対し健康状態についての報告を求める。（保健福祉部）

- ② 県は、国の検疫強化に伴い、国、検疫所及びその他関係機関と連携を強化し、新型インフルエンザ等に対するPCR等の検査を実施するための体制を充実・強化する。（県民環境部、保健福祉部、県土整備部）

(4)-3 在外邦人支援

県は、引き続き、発生国に滞在・留学する県人に対し、直接又は県内の各企業、各学校等を通じ、感染予防のための注意喚起を行うとともに、発生国において感染が疑われた場合の対応等について再度周知徹底するよう要請する。（危機管理部、経営戦略部、保健福祉部、商工労働部、教育委員会）

(4)-3-1 予防接種（住民接種）

市町村は、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

(4)-4 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合においては、県は、上記の対策に加え、必要に応じ、次の措置を講じる。

- ① 新型インフルエンザ等緊急事態においては、患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる特別な状況において、県は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。（危機管理部、保健福祉部、関係部局）

- ・ 特措法第45条第1項に基づき、県民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。
- ・ 特措法第45条第2項に基づき、学校・保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じない学校、保育所等に対し、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の

第3 各段階における対策（県内感染期）

保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

なお、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

- ・ 特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

なお、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

- ② 市町村は、特措法第46条に基づく住民接種を進める。（保健福祉部）

（5）医療

（5）-1 患者への対応等

- ① 県は、帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行う。（保健福祉部）
- ② 県は、入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。（保健福祉部）
- ③ 県は、医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて、国が示す対応方針を周知する。（保健福祉部）
- ④ 県は、医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。（保健福祉部、病院局）

（5）-2 医療機関等への情報提供

県は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、メール等を活用し、医療機関及び医療従事者にリアルタイムに情報提供する。

また、必要に応じ、医療関連団体等に対し、情報掲載を依頼する。（保健福祉部）

（5）-3 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用

県は、県内における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行うとともに、県内の抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を調査し、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかどうかを確認し、必要な地域に供給

第3 各段階における対策（県内感染期）

されていない場合には、当該地域に県の備蓄分を配分する。また、さらに不足する場合には、国に対し、国が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬の配分等を要請する。（保健福祉部）

(5)-4 在宅で療養する患者への支援

市町村は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。（保健福祉部）

(5)-5 医療機関・薬局における警戒活動

県は、引き続き、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、県警察本部と連携し、必要に応じた警戒活動等を行う。（県警察本部）

(5)-6 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合においては、県は、上記の対策に加え、必要に応じ、次の措置を講じる。

① 医療等の確保

医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。（保健福祉部）

② 臨時の医療施設等

県は、国と連携し、県内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、症状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。（保健福祉部）

(6) 県民生活及び県民経済の安定の確保

(6)-1 事業者の対応

県は、県内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染対策を講じるよう要請する。（危機管理部、保健福祉部、関係部局）

(6)-2 県民・事業者への呼びかけ

県は、県民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。（危機管理部、保健福祉部、関係部局）

第3 各段階における対策（県内感染期）

(6)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合においては、県は、上記の対策に加え、必要に応じ、次の措置を講じる。

(6)-3-1 業務の継続等（危機管理部、保健福祉部、関係部局）

- ① 指定（地方）公共機関及び特定接種の実施状況に応じ登録事業者は、事業の継続を行う。その際、県は、当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知を行う。
- ② 県は、県内の各事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による従業員の罹患状況等を確認し、必要な対策を速やかに検討する。

(6)-3-2 電気及びガス並びに水の安定供給

電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、市町村、指定（地方）公共機関は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(6)-3-3 運送・通信・郵便の確保

運送事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、体制の確認、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。

電気通信事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講ずる。

郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の送達の確保、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において及び信書便を確保するために必要な措置を講じる。

(6)-3-4 サービス水準に係る県民への呼びかけ（危機管理部、保健福祉部）

県は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、県民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

第3 各段階における対策（県内感染期）

(6)-3-5 緊急物資の運送等

- ① 県は、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。
- ② 県は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。
- ③ 正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、県は、必要に応じ、指定（地方）公共機関に対して輸送又は配送を指示する。

(6)-3-6 物資の売渡しの要請等（危機管理部，保健福祉部）

- ① 県は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用する。
- ② 県は、特定物資の確保ため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。

(6)-3-7 生活関連物資等の価格の安定等（危機管理部，保健福祉部）

- ① 県及び市町村は、県民生活及び県民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監査をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ② 県及び市町村は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、県民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。また、本県は、農林水産業が基幹産業であることに鑑み、食料品の供給状況に応じ、食料供給体制を情報提供する。
- ③ 県は、米穀、小麦等の供給不足が生じ、または生じるおそれがあるときは、国に対し、国が備蓄している物資の活用を検討するよう要請する。
- ④ 県及び市町村は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、それぞれその行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。

(6)-3-8 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援（保健福祉部）

県は、市町村に対し、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行うよう要請する。

(6)-3-9 犯罪の予防・取締り

県は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に

第3 各段階における対策（県内感染期）

努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。

(6)-3-10 埋葬・火葬の特例等（危機管理部）

- ① 県は、市町村に対し、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう、要請する。
- ② 県は、市町村に対し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう要請する。
- ③ 県は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集するとともに、死亡者が増加し、広域火葬の実施が必要となった場合、「徳島県広域火葬計画」に基づき市町村及び広域火葬関係機関との連絡調整のもと広域火葬を実施する。